

令和2年第2回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和2年第2回初山別村議会定例会会議録

招集年月日	令和2年 5月22日		
招集場所	初山別村議会議場		
開会	令和2年 6月12日 午前10時 5分宣告		
応召議員	1番 高場志津子 2番 三谷 博子 3番 斎藤 勝博 4番 加藤 一裕 5番 山本 康男 6番 長谷川幸廣 7番 鎌田 健治 8番 木村 健一		
不應召議員	なし		
出席議員	応召議員と同じ		
欠席議員	不應召議員と同じ		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	村長 宮本 憲幸 教育長 宇野 要 監査委員 野村 英雄 農業委員会長 立田 幸男 選挙管理委員会委員長 立田 康雄		
本会議に職務のため出席した者の職・氏名	副村長 村田 繁光 企画振興室長 山崎 英樹 総務課長 加藤 明彦 住民課長 大水 秀之 経済課長 向井 隆文 主任技師 長谷川孝之 教育委員会 小林 誠 農業委員会 事務局長 向井 隆文 教育次長 選挙管理委員会 事務局長 加藤 明彦		
村長提出議案名	別添議事日程表のとおり		
議員提出議案名	別添議事日程表のとおり		
議事日程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。		
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した。 6番 長谷川 幸廣 1番 高場 志津子		
会議の書記氏名	事務局長 寺崎 廣輝 書記 小澤 謙		
その他の	なし		

村長議会招集挨拶

議長 木村健一 君

村長から議会召集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和2年第2回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会召集の挨拶を申し上げます。

深緑の季節を迎え、議員の皆様方には、何かとご多用のところ定例議会を召集いたしましたが、議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと厚くお礼を申し上げます。

6月も中旬となり、各種産業も徐々に活性化して参りました。農作物がこれから天候に恵まれ、生育が順調に進むよう願うとともに、漁業におきましては、海洋環境の変化や輸出減少等の中にありますが、漁獲量・漁価の安定に期待する所です。北海道における新型コロナ感染は、一人一人の継続した予防の実践こそが大切と考えます。この長期化が懸念されますが、過密社会やグローバリズムの脆弱さにより、この国の人々が抱えている問題点が改めて浮き彫りにされました。一極集中に伴うリスクを減少・回避する重要性を認識するとともに、医療・介護・福祉・日常生活の支援やコミュニティーの維持など、こうした事態に内在する、課題の多さにも気づかされた所であり、今までとは違った視点で地方分散や新たな暮らしの在り方の必要性を感じている所です。

さて、5月31日をもちまして出納閉鎖をいたしました令和元年度の各会計につきましては、なんとか健全財政を維持しながら、決算できるような状況であり、議会の皆様のご指導、ご支援の賜りと深く感謝を申しあげる次第です。

今定例議会に提案いたしました案件は、補正予算を含め10件あります。単行議案は、同意案件としまして、7月11日を持ちまして任期満了となります、固定資産評価審査委員会委員に江端由佳里氏を再任致したく存じますし、農業委員会委員の任命については、11名の農業委員の任命を致したく提案しておりますので、ご同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。また、人権擁護委員の推薦につきましては、引き続き永井範子氏を推薦致したく諮問しております。その他、単行議案3件、報告1件の外、一般会計及び特別会計2会計の補正予算につきましては、行事費の追加などの補正をお願い致しております。それぞれの案件につきまして、上程の際、詳細説明致しますので、ご審議の上ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、議会召集の挨拶といたします。何分宜しくお願い申し上げます。

開会・開議

議長 木村健一 君

ただいまの出席議員数は8名で定足数に達しておりますので、令和2年第2回初山別村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 木村健一 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長より指名します。

6番長谷川幸廣君、1番高場志津子君、両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 木村健一 君

日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。三谷委員長。

議会運営委員長 三谷博子 君

ただ今、議長より指名がありましたのでご報告いたします。議長から本定例会の会期等の諮問を受け、去る5月29日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。

協議の結果、案件等を勘案し会期を本日から6月15日までの4日間といたしました。

以上、報告を終わります。

議長 木村健一 君

お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から6月15日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの4日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長 木村健一 君
日程第3 諸般の報告を行います。
事務局長に朗読させます。寺崎事務局長。
事務局長 寺崎廣輝 君
第2回初山別村議会定例会諸般の報告
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
これで諸般の報告を終わります。
日程第4 行政報告
議長 木村健一 君
日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和2年第2回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております
資料の順に従いまして、報告申し上げます。
1の令和元年度各会計決算見込みにつきましては、第1回定例議会におきましてその概要を報告しているほか、各議会提案時に主な内容を説明しておりますので重複は避けまして、各会計毎に報告申し上げます。
(1) 一般会計①予算対比でありますと、当初予算額21億1,700万円に対し、肉付け補正を含め7回の補正を行い、歳入歳出総額を23億104万8千円といたしております。
当初予算に対し、金額で1億8,404万8千円の増、率にして8,7%の伸びとなっております。
令和元年度の予算執行に当たりましては、経常経費の節減に努めたほか、歳入におきましては、国・道補助金等の特定財源は、概ね予算で見込んだ額が確保されております。
②歳入総額は、平成30年度繰越明許分並びに令和元年度分の合計で23億1,538万555円であります。
歳入の大半を占める地方交付税は、当初予算に対し1億3,026万4千円の増となったほか除雪経費等の減額により、当初予算に計上していた財政調整基金からの繰り入れを取り止めたうえで同基金に681万7千円を積み立てして、減債基金については年度中に繰り入れを行ったも

の、年度末には繰り入れと同額の1億円を積み立てることができます。

③歳出総額は、平成30年度繰越明許分並びに令和元年度分の合計で22億9,596万6,058円あります。

主な事業としては、みさき台公園バンガロー建築事業、岬の湯長寿命化事業、村界橋等補修事業、村営住宅新築事業、初山別中学校大規模改修基本・実施設計事業などを実施しているほか、繰越明許事業として、自然交流センター擁壁改修事業を実施しております。

④差引残額では、合計では1,941万4,497円となっており、令和2年度へ繰り越しします。

また、⑤財政調整基金の5月31日現在の保有額は10億6,998万3,711円あります。

次に(2)の国民健康保険特別会計の決算見込みですが、歳入総額2億4,794万4,914円に対し、歳出総額2億3,707万9,034円で、差引残額1,086万5,880円の歳計剩余金の見込みであります。

剩余金のうち地方財政法の規定により、特定財源を除く、2分の1以上の550万円を財政調整基金に積み立てることとし、翌年度への繰越額は、536万5,880円の見込みであります。

なお、5月31日現在の財政調整基金額は6,008万7,776円であります。

(3)の介護保険特別会計ですが、歳入総額1億7,576万9,084円に対し、歳出総額1億6,205万6,288円で、差引残額1,371万2,796円の歳計剩余金の見込みであります。

剩余金のうち、返還金に充てる財源を含む871万2,796円を翌年度の繰り越し、支出に充てるべき額を除いた額の2分の1以上の500万円を、地方財政法の規定により、財政調整基金に積み立てます。

なお、5月31日現在の財政調整基金額は、4,255万9,167円であります。

(4)の後期高齢者医療保険特別会計ですが、歳入総額2,198万977円に対し、歳出総額2,188万5,676円で、差引残額9万5,301円の歳計剩余金の見込みであります。

次に(5)簡易水道事業特別会計ですが、歳入総額1億9,562万3,091円に対し、歳出総額1億9,302万4,100円で、差引残額259万8,991円の歳計剩余金の見込みであります。

なお、5月31日現在の計量器分財政調整基金額は1,183万2,542円であります。

(6) 農業集落排水事業特別会計であります。歳入総額8,495万7,700円に対し、歳出総額8,412万5,925円で、差引残額83万1,775円の歳計剩余金の見込みであります。
なお、5月31日現在の償還基金額は6,740万2,163円となっております。
2の農作物生育状況及び漁業生産状況についてであります。始めに農作物の生育状況について申し上げます。
今年は積雪も少なく、3月の気温が平年より高く経過したことにより、融雪期は平年より23日早い3月21日となりました。
融雪後は、降水量も少なく多照であったため、ほ場の乾燥が進み、耕起作業は順調に行われました。
水稻のは種期は平年より4日早い4月18日で、出芽期は1日早い4月25日となり、出芽以降、苗の生育状況は概ね平年並みに推移しました。
移植期は平年より2日早い5月21日となり、移植後は低温のため生育が一時停滞しましたが、活着期は平年並の5月28日となり、草丈、葉数、茎数は昨年を上回り、6月1日現在の生育は平年より1日早くなっています。
畑作物であります。秋まき小麦は、起生期は4月4日で平年より8日早く、幼穂形成期は5月1日で6日早く、止葉期は平年より3日早い5月26日となり、草丈、茎数とともに生育は平年より3日進んでいます。
春まき小麦は、は種期は平年より15日早い4月12日となり、出芽期、幼穂形成期も平年より早く進み、生育は平年より5日進んでいます。
大豆・小豆は、は種作業は順調に進み、6月1日現在のは種作業進捗状況は、大豆、小豆ともに2日早くなっている状況です。
農作物は、いずれも順調に生育が進んでおりますが、今後も気象情報に注意し、適正な肥培管理と病害虫防除に努めるよう関係機関と連携をとりながら、指導の徹底に努めてまいります。
次に、漁業生産状況であります。資料の表をご覧願います。
5月末現在の水揚高の合計は、数量3,448t、金額1億910万6千円で、前年と比較して、数量59,3%、金額75,7%であります。
主力魚種のたこは、数量で対前年比71,8%、金額で62,9%であります。
そのほか、ひらめ、いか、にしん、ほっけ等も、数量、金額ともに前年を大きく下回っております。

また、ほたて稚貝の水揚げは、対前年比 115, 6%、金額で 101, 2%となっています。
近年、好調な水揚げを保っていたこの不振が心配されますが、経営安定のためにも、魚種全般について、今後の漁価並びに漁獲量の回復を願うものであります。
3 の令和元年度岬センター等の利用状況について申し上げます。
岬センターの利用者数は、研修室 4, 148 人、比較で 74, 5%、入浴者 2 万 5, 294 人、比較で 83, 9%、宿泊者 7, 756 人、比較で 95, 1%、一般食堂 1 万 2, 794 人、比較で 85, 4%、総数では 4 万 9, 992 人、比較で 85, 0% であります。
公園施設は、2, 796 人、比較で 111, 3% となっております。
岬センターの利用減は、岬の湯改修工事による影響が、主な要因となっております。
道の駅・ともしびの利用者数は、軽食喫茶 1 万 1, 645 人、バーベキュー 3, 565 人、展示売店 6, 762 人、利用者合計は、2 万 1, 972 人、比較で 108, 5% であります。
4 の令和 2 年度建設工事等の発注状況について申し上げます。
5 月 31 日現在の土木・建設工事につきましては、発注済みが土木工事が 1 件 289 万 3 千円、建築工事で 3 件 3 億 2, 032 万円、計で 4 件 3 億 2, 321 万 3 千円、発注率は 76, 2% であります。
委託業務は発注済み 6 件で 2, 936 万 5 千円、発注率は 26, 8% であります。
水道・農業集落排水工事では、計の欄で発注済みは 0 件であります。
委託業務は、発注済み 3 件で 2, 549 万 8 千円、発注率は 90, 1% であります。
最後に、新型コロナウイルス感染症対策についてご報告いたします。
昨年 11 月に中国武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界に広がり、世界中の人々の生活、経済に多大な影響を及ぼしています。北海道においては、減少傾向にあった患者数が 4 月上旬増加に転じ、5 月 2 日にはピークを迎え、札幌圏を中心に医療崩壊の危機が一時現実の問題となりました。管内では、4 月 8 日に 1 例目の感染者が公表され、今日まで 4 例の感染例が報告されています。このような状況下、村は 2 月 28 日の北海道独自の緊急事態宣言を受け、急遽、新型コロナウイルス感染症対策本部を設け、情報収集、関係機関との連携、各種予防対策を進め、また、4 月 7 日の国の緊急事態宣言後は、同本部を新型インフルエンザ等対策本部へと移行しております。その間村では、国・北海道の要請に応じて小中学校の臨時休校、各施設の休業、行事の停止・延期など各種対策を講じたほか、住民 1 人当たり 10 万円を給付する特別定額給付金、児童 1 人当たり 1 万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金を実施し、また、国民健康保険、後期高齢者医療保険において傷病手当金を創設しております。また、今後に

おいては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資に、感染拡大防止及び地域経済活性化等の各種施策を行う予定です。国内におけるコロナウイルス感染症の感染状況は、一時期に比較して落ち着きつつありますが、いつ拡大に転じてもおかしくない状況にあり、未だ終息が見通せず、長期化の様相を呈しています。今後とも、国・北海道と連携しつつ、村内事業者が経営を安定的に継続し、かつ、村民が安心して日常生活を送ることができるように、諸対策を講じてまいります。

以上で行政報告を終わります。

議長 木村健一 君

これで行政報告は、終わりました。

日程第5 一般質問

議長 木村健一 君

日程第5 一般質問を行います。

議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。

発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての各議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。

発言を許します。4番加藤一裕君。

4番 加藤一裕 君

水産クライシス（危機）に直面する現状における水産振興について質問させていただきます。

水産クライシス（危機）に直面する現状における水産振興について、村長に伺います。日本の総漁獲量は、昭和47年から昭和59年まで世界第1位の水産業大国でありましたが、そこをピークに30年間で3分の1へと急速に減少したところであり、近年においても不漁が次々に報じられるなど、水産や海の自然に関する話題は総じて暗いものが多くなっている。その要因はさまざまではあるが、その一つとして漁業者の高齢化とそれに伴う後継者不足があると考える。

1、村長は執行方針において、漁業経営の安定化に向けて持続的漁業経営支援事業による助成を行うと表明している。

①本事業は、平成30年度から令和2年度までの3年間となっているが、これまでの実績、事業に占める助成割合とその効果について、どのように評価しているか。

②その評価を踏まえ、令和3年度以降の助成事業のあり方として、どのように進めるか伺いた

い。

2、村長は執行方針において、高齢化する漁業者における漁業経営の安定化ということを述べている。

①村における漁業者の高齢化に対し、村長はどのような認識をもっているか伺いたい。

②漁業に限らず後継者対策は非常に大切なものです。その一方で難しいことも承知をしています。今年度、新規就業者が研修に入っているが、定着することを大いに期待しているが、支援体制、制度・助成はどのように進んでいるか伺います。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

加藤議員のご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、日本の漁業生産量は昭和59年度をピークに減少の一途を辿っており、近年は北海道においても、サンマ、サケ、コンブ、スルメイカ等の水揚げが、過去に例がないほど激減し、北海道の水産物が食卓から消えかねない危機に直面しているといわれております。その不振の原因は、海洋環境の変動による影響や乱獲・魚の捕りすぎといったことが考えられています。本村を取り巻く漁業情勢も、日本海地域での漁業生産量の減少や漁業者の減少・高齢化といった、大変厳しい環境にあり、村といたしましても、これまで漁業経営の安定を図るため、諸施策に取り組んできたところであります。その一つとして、平成30年度から、持続的漁業経営支援事業を実施いたしております。この事業は、漁業経営の持続及び効率化に前向きな取り組みに対し、助成することにより漁業経営の安定と基盤強化を図ることを目的にしております。

ご質問の助成事業の実績等についてであります。これまで18経営体から22件の利用があり、8,868万円の事業費に対し、1,095万円を助成いたしております。事業費に占める助成割合は12.4%であります。事業の効果についてでありますが、多くの漁業者が助成事業を利用され、7件の機関更新のほか、必要な機械・漁具の整備が図られたことで、一定の効果はあるものと考えております。

この助成事業は今年度で一旦終了いたしますが、今後については漁業者の経営状況を注視しつつ、必要な対策の検討を他の施策との関連を含めて、漁業協同組合をはじめ関係機関と連携し、漁業者の声を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

次に漁業者の高齢化についてであります。漁協組合員の50歳以上の割合は80%を超え、60歳以上では53%となっております。高齢になられても一線で活躍されている方もおりますが、アンケート調査では50歳以上の漁業者の大部分は、後継者がいないことが明らかになっており、大変憂慮しているところであります。漁業に限らず親子での家族継承は、社会情勢の変化や時代の趨勢により大変難しくなっており、担い手づくりの新しい仕組みの必要性を強く認識しているところです。

最後に新規就業研修者の支援体制についてであります。本年5月から1名の方が初山別村新規漁業就業者支援事業の認定を受け、親方の指導のもと研修を開始しております。この制度は今年から新たに始まったもので、村、漁協、振興局、漁業者の代表で組織する初山別村水産業振興対策協議会が主体となり支援を行います。研修では指導する親方を募集し、登録された親方と研修生のマッチングを行うことで、実践的な指導による漁業技術の習得を図ってまいります。

また、研修期間中は国及び道の制度を活用して、支援金の交付を受けるほか、村からは船舶や無線の免許取得に係わる費用の助成や、住宅料、国民健康保険税、国民年金保険料に対して助成するなどの生活支援をおこないます。今後は漁業フェアへの参加など、制度の普及に努めながら関係機関と連携し、一人でも多くの漁業者確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

4番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

4番 加藤一裕君。

4番 加藤一裕 君

持続的漁業経営支援事業は漁業に対し、大変有効な措置であることを前提に質問します。本事業は、有効な助成事業との評価と理解いたします。本事業に対する漁業者の評価も高いと聞くところであります。しかし総体事業費に対する助成割合は、約12%であるということはどう考えますか。特に漁船のエンジンの更新の場合は、1千万円を超える多額の事業費となります。現状では、100万円が上限となれば1割以下の助成割合となります。漁業の経営安定を見たとき、漁船の大型化は大切な課題であり、設備投資に支援することは、今後10年、20年経営を維持することに繋がります。支援制度の拡充は、漁業の持続的な経営に不可欠と考えますが、村長の考えを伺います。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

ただいまお話しをいただきました、制度の充実についてでありますけれども、この制度については、現在制度が始まってから最終年ということで、次期対策もしっかりと考えていかなければならぬと考えております。そんな中で、議員お話しのように、もっともっと制度が充実して欲しいという声をいただきました。確かに制度が充実することによって漁業者みなさんは、助かるんだろうというふうに思いますけども、国の制度、或いは北海道の制度を確認した中で、今後村としてどの程度までできるのか、あるいはまた、その制度を充実することが村の漁業の将来にとってどういった意味を果たしていくのかなど、様々な視点から考えなければならないというふうに考えております。特に北海道においては、日本海振興対策を早い時期から言われていますけども、やはり留萌、石狩、後志、そして桧山とオホーツクそれから道東方面と比べまして、まだまだ弱いというふうに言われています。そんな中で加えて、また、こういう海洋環境の中で今まで主力魚種といわれた物が年々取れなくなっているということ。幅広い意味で広域的にいろんな対策を講じていかなければならぬと考えております。全体的なそういう取り組みの中で、村としてどういったバランスでこの事業を展開していくかということ、今後関係機関のみなさんと、また、浜のみなさんのご意見を聞きながら、少しでも漁業者のみなさんが、なんとかこれでいけば将来の希望を持てるという仕組みができればと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

4番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

4番 加藤一裕 君

新規漁業就業者支援制度は、浜の実態を考えながら良くできた制度と考えております。新規漁業者が研修後経営をする場合、1つは経営移譲の型があります。しかしそれが叶わない場合、漁船等機械、漁具を一式揃えることとなります。その場合1番の課題は資金作りになると考えております。研修期間内にそれらを購入できる資金作りをするだけの余裕はないと思います。支援事業では150万円を限度に助成することとしていますが、起業者等支援補助金では500万円限度の助成制度となっております。それに漁業者支援を対象にすることが定着の一途に繋がると考えております。150万円では、現状磯舟も用意できない現状であります。支援の拡充について

村長は如何に考えていますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

漁業の後継者問題についてでありますけれども、先ほど答弁しましたように50歳以上の割合が80%、そして60歳以上が53%という厳しい現状にあります。10年前はこれらの方々については、40代50代ということになるんですけども、それが10年経過してこの状態をこのままでいけばやはり漁業を離れざるをえないということに一般的に考えてなるのだろうなという将来展望を見回した時に、やはり今のうちから一事業者でも二事業者でも、1人でも2人でも若い漁業者を育てるということが重要なのかというふうに思っております。そんな中で、漁業の仕事を言うのは厳しいですし、その技術を習得するには一定の時間も掛かりますので、やはり経験した方の元で色々な技術を学びそして経験を重ねて、それから浜のいろんな暮らしぶりなどを経験した中で少しでも新しい就業者が定着すればというふうに思ってこの制度を作りました。今議員が話されたとおり、研修後の自立する時にこれでは足りないんではないかという、現実としてはあるのだろうというふうに思いますけども、今日日本の中でも水産を発展させるために様々な対策が必要だと言われております。そこはやはり今までどおりの浜の人以外に新しく自分の新しい生き方を求めて地方に来るという方も居るわけですけれども、色々なパターンがあると思うんですけれども、いずれにしても地域としては基幹産業をしっかりと守という意味では、後継者対策が極めて重要だというふうに考えております。色々なバランス等ありますから、どういった助成の内容、支援の仕組みが少しでも定着できるようになるのか、これにつきましても浜のみなさんそれから北海道、国と連携した中で、なんとか日本の水産業を守れるように、北海道の水産大国としての立場を守れるように、しっかりと検討したいというふうに思います。

4番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

4番加藤一裕君。

4番 加藤一裕 君

最後にもう一点質問させていただきます。北海道は国土の四方を海で囲まれ、日本の領海面積

は世界第6位で豊富な漁場を持つ海洋大国であります。世界の流れは健康志向により和食や魚に目が向いてきております。大きなチャンスを持っていることと確信している所であります。このチャンスを生かすためにも漁業者支援をぜひ進めていただきたい、それが村の基幹産業へと繋がり、さらには村の持続的発展に繋がるものと考えております。いかがですか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

ただいま議員の方から大変お力強いご発言をいただいたというふうに思っております。日本の水産物の自給率というのは62%ということなのです。そんな中で今コロナの問題も含めまして、日本の食料自給率は37%でありますから、その残りの分は今海外から輸入して成り立っているという状況です。こういったことが起こりますと、コロナの話しですけれども、今まで入ってくるだろうと考えていた食料が本当に潤沢に入ってくるのかということを、私たちは改めて考えなければならない。もし入ってこないとしたら、そこはやはり農業においても漁業においても自国のものを自國の人達が食することによって、自給率を高めるという考え方方が非常に重要になってくるのだろうというふうに思いますし、国の方でも常にそういうことに察知していくようにと聞いております。そんな意味では、そうなった時に地方が日本の国の食料をしっかりと生産する役割を果たせるように努めることが極めて重要になってくるのだろうというふうに思います。厳しい環境下にありますけれども、村の基幹産業の柱の一つでございます。漁業をしっかりと守っていくと私もそう強い思いでおりますので、今後ともご理解の方よろしくお願いしたいというふうに思います。

4番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

4番 加藤一裕 君

4番 加藤一裕 君

以上終わります。

議長 木村健一 君

暫時休けいします。再開は午前11時20分とします。

(休憩 午前 10時59分 再開 午前 11時20分)

議長 木村健一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に2番三谷博子君。

2番 三谷博子君

新型コロナウイルス対策について。新聞や報道によると、新型コロナウイルス感染症の拡大は国や都道府県、自治体の初動対応で大きく差が出ること。高齢者率の高い本村においては、特に発生後に被る人的・経済的被害は甚大なものになると予想される。感染拡大を最小限に抑えるには、国や道の対策に自治体の初期におけるきめ細かい対策が必要と思われる所以、村長・教育長の考えを伺います。

1 具体的な予防、地域・住人への注意喚起と情報提供・指導について伺います。本村HP上にある新型コロナウイルス感染症に係わる情報は、各種給付金、公共施設の対応であった。各種給付金は、農林水産省の各第1次産業向けと、個人的パンフレットが紹介されているが、このことについての地域・住民への周知は十分なのか伺います。

公共施設の対応は3密を避けている以外の具体策がなく、河川敷などの利用についてのリンクがあるのみでありました。河川敷よりも温泉やキャンプ場、公共トイレ等の施設における感染リスクが高いことから、村としての具体的な感染防止策、利用ガイドの周知徹底が急務と考えるが、どのように考えているか伺います。

2 感染に係わる対応について、まず感染の疑いがある場合、具体的な判断基準や対応窓口の周知はできているか。また、閉院日や夜間を含め迅速に対応できる体制は構築されているかを伺います。

感染者が出た場合は国からの指示を待つ以上に村でできることは何なのか。感染者や感染者の家族、住人の不安解消のための心のケアをどのように考えているか伺います。

3 事業者・住民への支援について、感染拡大により影響を受けている事業者や住民の被害の実態を把握しているか。また、その支援策として地域経済活力創生事業などの支援事業が示されています、感染終息まで長期間に渡ることが予想されるため、より一層の支援策が必要と思われるがどのように考えているのか伺います。

4 教育現場への今後の対応について、児童・生徒への今後の対応で臨時休校の際に必要なオンライン授業について、本村においては教員数が少なく掛かる負担も大きいので、管内や道と連携・協力が必要と思うがどのように考えているのか伺います。以上よろしくお願ひいたします。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

三谷議員の新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症は、本年1月16日国内第1号の感染例が発表されて以降瞬く間に日本国内に蔓延し、なかでも北海道、首都圏のうち1都3県、近畿のうち2府1県の感染者数が突出しています。新型コロナウイルス感染症の感染者への対応は、都道府県または政令指定都市等保健所設置市が行うこととされています。道内における感染者発生時の初動の流れを具体的に申し上げると、北海道または保健所設置市が住民から相談を受け、その状態から感染が疑われる場合、PCR検査実施の是非を判断し、検査の結果陽性が判明した場合は入院等の措置を行い、同時に濃厚接触者を特定する調査を行い、濃厚接触者の経過を観察し拡大防止に努めます。感染者の所在地が保健所設置市以外の場合、陽性が確定した段階で本人の承諾を受けたうえで、北海道から市町村へ情報が提供されます。なお、その情報の取扱いについてはプライバシー保護に最大限配慮が求められ、また濃厚接触者についての情報は市町村に提供されません。

ご質問冒頭、感染者発生時にそれぞれの自治体がとる初動対応の違いで、その後の感染拡大に差が生じるとのご指摘がありましたが、今申し上げたとおり感染者発生時の初動は都道府県または保健設置市が一元的に行い、他の市町村が関与する余地がないことから、都道府県または保健設置市間において初動対応の差が発生することがあっても、その他道内市町村の間において差が発生することはありません。市町村は初動以外の部分、すなわち普及啓発等予防策、患者家庭への支援、地域経済活性化等を北海道と連携して行うこととなります。

さて、ご質問1点目、村民への注意喚起及び情報提供についてですが、これまで村は国・道の緊急事態宣言、管内感染患者発生時等、緊急を要する情報提供は携帯電話へのメール配信により行い、また、新型コロナウイルス感染症や相談窓口に関する情報等住民の全てにお知らせすべき情報は広報お知らせ版により周知しております。また、村ホームページ上では、各種給付金に関する情報並びに河川敷など公共施設利用時の注意喚起を掲載しております。各種給付金のうち事業者に係る情報は、ホームページのほか、農協、漁協、商工会を通じて各事業者に提供されております。また、個人に対する支援については、特別定額給付金、子育て世代への臨時特別給付金は実施済みですが、それ以外の支援策について、後日広報お知らせ版にて周知予定です。

河川敷等公共施設利用時の注意喚起情報は、留萌振興局の求めに応じ、北海道のホームページへのリンクを掲載しております。村の温泉、キャンプ場、公共トイレにおける感染予防策は、国が示すガイドラインに準拠して実施することとしており、施設管理を委託している指定管理者との旨協議済みであり、また各施設に必要事項を掲示しております。

2点目のご質問のうち、コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合の対応についてですが、住民の方が体の不調を感じ、それがコロナウイルス感染症によるものであると疑われる場合、帰国者・接触者相談センターに相談することとなります。この場合の症状の目安は、2月26日の広報お知らせ版でお知らせしており、また、帰国者・接触者相談センターの連絡先は、お知らせ版のほか、生活支援メールの配信の都度、メールに付記してお知らせしています。なお、症状の目安及び同相談センターの連絡先について、前回のお知らせから相応の期間が経過していることから、近日中に再度お知らせ版で周知しようと考えております。

次に、村内において感染者が出た場合、村は北海道と連携しながら患者、家族のケアを行います。ご家族の状況によってケースバイケースとなるため、具体的な対応は北海道と協議のうえ決定することになりますが、たとえば患者本人、家族のメンタルケア、家族等で対応できない場合には消毒資材の提供、作業支援などを想定しています。

3点目の感染拡大に影響を受けている事業者、住民への支援についてですが、被害状況については随時、各産業団体、福祉団体から聞き取りをしています。商工業者においては、休業または酒類の提供時間短縮を要請された事業者を中心に限定的ですが影響が発生しているほか、今後建設業において資材の高騰や調達が困難になる可能性があると予想しております。農漁業においては、現時点での影響は見受けられませんが、今後の経過に注視する必要があると考えています。

また、新型コロナウイルス感染症により生活が困窮する等影響を受けている個人は、今のところ見受けられませんが、混在している可能性もあることから、個人が利用できる支援策、相談窓口について、近日お知らせ版により村民周知したいと考えております。なお、支援策については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生時交付金による諸施策を実施予定ですが、今後同臨時交付金の2次配付分も予定されていることから、村内状況の今後の推移を見極めながら、さらなる対策を検討します。

教育長 宇野要 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長。

教育長 宇野要 君

三谷議員のご質問にお答え申し上げます。新型コロナウイルス対策のうち、4教育現場の支援。児童生徒への今後の対応についての質問であります。初めにこれまでの状況を申し上げましてから、今後の対応を述べさせていただきます。これまでの村内小中学校の状況におきましては、本年4月6日の入学式から始まり4月17日までの2週間は通常どおり授業等行われてきましたが、4月20日からの北海道の休業要請に伴い、また、追加要請もあり学校休校の長期化が5月31日まで続くこととなりました。その後、留萌管内も北海道の緊急事態宣言区域から解除され、6月1日より学校が再開されたところでありますが、教育委員会ではこの度の緊急事態に際し、臨時校長会協議を隨時開催してきており、村内小中学校の児童生徒が休業期間中に自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身につけ学習意欲を失わないよう、学校再開後も見据えた対応を可能な限り取れるよう、教育現場の状況を踏まえ校長会と協議を重ね措置を講じてきました。4月20日からの休校後の後半には、児童生徒の状況を確認するために1回の登校日を設け、また、5月に入ってからは午前授業を主として、段階的に週あたりの登校日を増やしていくなどして、生活リズムを取り戻す方法により授業数の確保と、生活習慣の平常化を図ってきました。また、この期間中に中学校においては、オンライン授業の可能性について、ウェブ会議システムZoomを活用した検討も始め、加えて小中学校児童生徒のネット環境についても調査しております。現在中学校では全ての家庭が可能な環境になっていました。一方小学校では、数件の家庭で対応できる環境が整ってはいませんが、Wi-Fiルータの貸与などにより物理的対応は可能である旨の調査報告も受けております。

では、今後の対応についてですが、議員仰せのとおり、臨時休校の際に必要なオンライン授業については、教員数が少ない中でのサポート体制は重要であり、管内や道との連携・協力は不可欠であると考えております。すでに本村では、本年度国の補助事業でもありますGIGAスクール構想によるハード面の整備を予定してきていたところであり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による充実も検討してきており、物理的な整備を推進するところであります。しかし、そこに関わる人材の育成は特に重要であると考えておりますとともに、取組を躊躇していられないものと感じております。授業支援につきましては、留萌教育局・道教委との連携・協力は欠かせず、この度の状況も踏まえて管内教育研究所での研修会でもオンライン授業については、大きく取り上げられ、今月下旬6月23・25日にミニ研修講座ウェブ会議システムZoomの利用体験研修会が開催されることとなっております。教育委員会といたしましても、本村の教員がこのような研修会に積極的に参加され、今後の授業展開に向けた取組を進めていく

るよう参加を促しているところであります。

今後の推進に向けましては、初山別村学力向上連携協議会でのオンライン活用の充実もテーマとし、対応する教員の研修を充実させ、可能な準備を講じてまいりたいと考えております。各家庭や児童・生徒におかれても、オンライン授業の関心度は高く、オンライン授業で子ども達にどの様に目的意識を持たせていくかということも考え、家庭のネットワーク環境も含め、各学年における効果的な運用方法等を整備し、具体的活用方法を再度検討して、来たるオンライン教育にも対応できる環境の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

再質問させていただきます。村長は、新型コロナウイルスの対応について、一番最初の具体的な予防につきまして、ホームページそれから村民への広報周知に向けては、十分であると考えての発言、回答だったのでしょうか。道から来た書類とかそういった物は結構流れて来ていますが、村独自の物はなかなか出来ていなかったんじゃないかなと私は思います。それはどういうことかと言ふと、道から来る物そして国から来る物に関しては、村民にとっては高齢者それから他の人達も難しいです。ですから少しあみ砕いて、村としてどうなのかというところをしっかりと村民に伝えていかなければならなかったのではないかと思いますし、これからもそうでなければならないかと思います。他の町村とかのホームページを見ましても、かなり詳しく出ています。村のホームページは、やはりもうちょっと頑張ってほしいなと思うところがありました。東川町なんかでは、あみ砕いたものについては、絵にして例えば施設を利用する皆さんへのお願いとか、こういった誰にでも分かるように絵に描いたような物とかで配って周知しているところありました。村におきましても高齢者が多いことから、もう少し丁寧にして分かり易い方法で周知して頂ければと思いますが、その辺は如何でしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

情報提供についてですけども、村としましては、このかつて経験したことのない条件に対して、それなりの対応は一定程度してきたいふうに思ってます。しかしながら今ご指摘ありましたように、やはり本村においては、高齢化社会であることはご覧のとおりでありますし、住民の皆さんにとっては、そのことがどういったことになるのかということを分かり易く住民の皆さんに周知する必要があるのだろうと思います。この問題については、これからも長期化が予想される訳ですけども、これからの中でどういった形にすることが住民の皆さんにとって分かりいい情報提供になるのかということを深めて検討して、少しでも理解されるような内容にしていきたいと思います。そしてまた、ホームページ、ネット上だけではなくて、当然ネット環境が無い高齢の方もおりますので、そういう方にとっては紙媒体での広報ということが極めて重要になるというふうに思います。その中で、絵を駆使するだとか、或いはフォント文字の大きさを分かり易くするだとか、これならなんとか理解されるようなそういう広報の仕方ということもこれからは考えていかなければならないかなというふうに思いますし、広報おしらせ版の中でも、今まで提供してきてますけども、広報が来た時にこれはコロナの情報だと、例えばその印刷物をカラー版といいますか、紙をある一定の色にして、これはコロナ関係だから絶対見落とされないと、いうような色んな手があると思いますので、その辺しっかりと検討して住民の皆さんに少しでも安心していただけるような体制を組んでいきたいと思います。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

もう一つは、村としてどう対応していくのかというところもきちんと村民に知らせてほしいと思います。例えば、キャンプ場なんかを見ますと、一定期間閉鎖はしていますが、その後再開されております。再開後に利用者なんかを見てみると、札幌の方とか千葉県の方とか色々なところから来てキャンプをしていました。やらないならやらない、やるならやる、誰に利用してもらうかということも考えてほしいなと思います。例えば、村民と管内は良いですよとか、他は自粛してくださいという方法とか、村民を守るために考えてそういったところも規制していった方が良いのではないか。何時から何時までこの範囲でと、それ以降はまたお知らせしますとか、そういう方法を考えてほしいと思います。その方達がキャンプ場でトイレを利用します、水飲み場

を利用しますといつても消毒液も何も無く、とても利用してもらえる状態にはほど遠いものでした。その辺りをきちんと踏まえた取り組み方、その取り組みを村民にも利用している方達に分かり易いように周知徹底をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

お話しいただきましたけれども、1番心配するのは今のところ村民のみなさんについては、そういう発症することはないだろうという言い方は失礼なんですけども、うちの村の場合で一番気になるのは、やはり札幌或いは道央圏から来たお客様が一つの交流ポイントで、それによって発症、貰ってしまうということが極めて心配しているところです。そんな中で、全体的にそのことも一つには考えなければならない訳ですけども、1番大事なのは、村民のみなさまがうつらないということを考える訳ですけども、その中でどうしたらいのかという方法を色々検討しながら進めておりますけど、まだまだ不十分なこともあるかもしれませんし、長期化する中でこんな対応が必要だ、或いはここはこうすべきだということもきっとあると考えております。その辺これからも深く検討して対応していきたいと思いますし、一方では出てくる側の人を札幌市或いは道央から、または、もっともっとといわゆる村でできない抑制のことを道とも連携しながらどうあるべきか、その辺りもこれから課題になるかというふうに思っております。いずれにしても長引くことを想定しながら考えなければなりませんので、住民のみなさんにとって1番いい方法がどんな方法なのかということを主軸に今後の対応を考えていきたいというふうに思います。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

次に感染の疑いがある場合、感染者が出た場合の再質問をさせていただきます。確かに道や保健所の指示を待ち保健所の対応に頼る、指示に従うしかないかもしれません。だけれども村としてできることはなんなのかということで、村として感染の疑いが出た時に感染を拡大させないためにできることはありますか。というのは、感染を拡大させないためにできることというのは、

私はやっぱり広報活動、村民への周知、不安の解消だと思います。なんだかわからないから、不安だから、怖いから、だから病院もあっちの病院に行ったりこっちの病院に行ったりする。それから何だかわからないから、感染者が出た時に恐ろしいから感染者の住所氏名を特定して誹謗中傷をする。そういう行動は怖いから、そして深くきちんと理解ができていないから。理解がどうしてできないかというと、村でこういうものですよ、感染した場合は全力サポートしますよ、だからこういう時にはこうして下さい、ああして下さいときちんとした対応、指導があればもう少しみんなが落ち着いていられるのではないかと思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

感染症対策についてですね。一つには新型インフルエンザ等の対策特別措置法、3月に一部改正されましたけれども、これはもう国レベルで対応しなければならないことですから、基本的な動きのところは国や或いは北海道が動くということになりますし、もう一つは感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、これもしっかりと当てはまります。そんな中で、どこが国全体で起こっている感染症に対してやはり国が府県が対応するということがまず大前提であります。そんな中であってもやはり住民のみなさんは不安の部分もありますから、できる範囲でやはり市町村で対応できるところは対応する。そして少しでも安心してもらうということがやはり市町村レベルということについては、考えていいかななければならないというふうに思います。これだけ大きな出来事ですので、国或いは道にそれを決して国や道に投げかけるのではなくて、道と連携或いは国との連携がもっともっと必要になるのではないかというふうに思いますので、その辺を踏まえまして、今後どんな形で対応策を考えていくのか色々な知見を深めながら検討していくというふうに思います。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

次に事業者と住民への支援です。先ほど村長が仰ったとおり、また、みんな周知のとおり今後感染拡大は早く収まるものではなく、長期に渡るものとみんなが考えております。そんな中で、一応の支援策、支援事業が示されていますが、今後村独自の支援というのは、どの程度予定しているのか、どの程度のものを考えているのか教えて下さい。例えば持続化給付金は条件が厳しくて、村内の飲食店や商店の対象にはなかなか成り得ません。村ではこのことについてどの様に受け止め対応していくのか、また、コロナウイルスのために中止になった事業とか出張旅費とかそういういったものを支援に繋げていくことはできないのかなど、そういう考えはありませんか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

支援策についてですけれども、先ほど答弁しましたけれども、国の方で第2次補正ということです、確か今日参議院で通過することになると思うのですけども、一定程度の対策、かなりの額になると言われていますけども、対策が打たれることになります。その交付金自体が国を通じて都道府県に来ます。或いは市町村に来るものであります。まずはその中でこれからどういった活動が可能なのか、これは国レベルで一定程度対応しなければならない今回の問題ですが、そこをよく見させていただいて、そして村としてどんな対応できるのか、ということを検討したいというふうに思いますし、また一方では、村単独としてこれはやる必要があるということが出てくれば、それは柔軟に検討していきたいというふうに思います。いずれにしても大きな問題ですし、我が初山別村にとっても事業者のみなさんに現状大変なことが起きれば村の活性化にとっても極めて重要な問題になりますし、加えてまた一次産業に対して、これから非常に心配しております、こういうような状態になっている中で、その商品のだぶつきによって価格が低下していく、そんな中でそれぞれの想いをみなさんの暮らしや生活を守ということが非常に重要だと思っておりまして、そんなトータルの中で総合的に必要なことはなんなのかという視点をしっかりと持って対応を進めて行きたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

次に2月28日に村新型コロナウイルス感染症対策本部設置、4月8日村新型インフルエンザ等対策本部設置となっておりますが、この組織図はどのようなものなのでしょうか。また、連絡体制とか具体的な活動内容、基本方針それから推進計画を教えて下さい。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

ことに当たるには組織をきちっとわからないことには、それぞれの問題を解決していくことはできませんので、対策本部を設けることによってかなりの情報が入ってきますので、それらの情報をしっかりと見て村として今どんな対応が求められているのか、課題があるのか、直接対策本部を組んだり、或いは課題によっては担当から直接今後の村について話し合っていくわけあります。組織図がありますけども、うちの場合小さな行政体ですので全課、全行政機関それから職員ほとんど、そんな中で常に状況を把握しながら住民みなさんが今抱えている課題は何なのか、それからこれから手を打つべきことはなんなのか、そんなことで全体としてしっかりと取り組んで行く状況ですし、先ほども申し上げましたとおり、これは長引く可能性が大いにしてありますから、その組織の中での議論それから情報収集、そして広報の関係を住民のみなさんにどう知らせていかかということで総力上げて対応していきたいと思います。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

次に教育長に再質問します。先ほどの回答によりますと、段階を踏んで進んでいると思われます。すでに1ヶ月以上も子どもたちは授業が行われているわけです。それで高学年、中学年と高校受験に向かって子どもたちはやっぱり不安を抱えていますので、何にせよ1日でも早い対応が望まれると思います。それからオンライン授業ですが、実際にはいつ頃から使えるようになるのでしょうか。

教育長 宇野要 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長。

教育長 宇野要 君

まず最初に1点目の再質問の中で、不安を解消し早く対応とのお話しながらですが、これにつきましては今ご質問があったように、小学校1年生にしてみると新入学児で入ってまだ学校というものがどういうものかわからない空気を感じて授業というものはこういうもの、小学校というものはこういうものということを学ぶ時間ということで4月が経過するものと私も認識しておりますが、そういった中で、今回は2週間程度しか学校に通えなかったということで、学校再開に当たっては、その前段に教職員の顔を覚えてもらう、声を覚えてもらうということで学校におきましては、保護者の方に電話をかけてみるなり、登校日を設けた中で重点的な子どもたちへの対応を接した中で、学校を体験してもらうことでの安心感をもってもらう、そういう意味での低学年向けへの対応はしてきておりました。なお高学年におきましては、年度末、昨年度末の3月中、2月3月にかけて授業が遅れたぶん若干なり出ているところについては、プリント等配付した中で授業を進めてきてもらっていたんですが、それらの確認ということで、4月当初遅れているところを取り戻すということで取り組んできておりました。休業期間中出席日数を段階的に上げる中で、授業を受ける目標を持っての取組というスピード感を上げるという意味で1週目は2日、その次は3日、4日ということで1週間毎の間隔をおいて授業のリズムを取り戻すという対応をさせてきたところです。そういった中で、私も先週先々週と学校の方にも日中ちょっとお邪魔しまして、生徒の顔等を伺った中でほとんどの方が不安感なく取り組んできております。逆にいうと先生方の方がちょっと大丈夫かなと少し遠慮した感じで生徒に接していて、慎重に管理職、校長先生方も目を配らせて対応してきておりましたので、子どもたちの不安感についてはかなりのペースで払拭されてきていると認識しております。今後とも学校の教員の対応についても注視していきたいと思っております。次にオンラインをいつ頃から始められるのかという話なのですが、オンライン授業につきましては、議員もご承知かと思うのですが、メリット、デメリットということで昨今色んなマスコミの報道を含めてなのですが、報道されております。確かに高学年についてはオンラインと言えば即座に対応可能な部分、現代人なものですからパソコンについての対応は違和感がないと思います。そういった意味では中学校においては、5月29日にすでに実際に実験的な授業を行ってきております。この中では、全教科担任が対応可能だということで一度テストした中では確認が取れています。しかしやはり今まで授業等教える場合に

は、対面方式でやる授業は教育現場でいうとリアル授業というのですけれども、リアル授業での対応をこれからオンラインに切り替えるということは、やはり今まで教えてきた先生方もどういった対応で子どもたちの目を気持ちを捉えるかということで試行錯誤しながら今取り組んでいる最中ですので、それにつきましては最初の答弁でお答えしたように教職員も研修を踏ました中の授業体制というのを整えていきたいと考えております。そういった中で、まさに期待されている何時からということなのですが、これにつきましては早急な対応ということで、まずハード面の整備ができなければ中々できないのですが、本村におきましては既に i-Pad 旧版、古いバージョンなのですが、それを使って授業の一部の道具として 100% ではないのですが補助教材として今利用可能だということが見えてきましたので、上級生についてはこの後も 2 学期から試験的に授業に部分的に取り入れた中で、万が一第二波の状況に陥ったときに対応できるようになって行き、これらについても校長会管理職教頭会を含めた中で準備を進めているところであります。また、低学年におきましてはやはりパソコンを使って授業をやるというのはかなり難しいということですので、それについては、今考えられているのは i-Pad の方に既に問題をインストールした中で、それを開いてゲーム感覚で授業というか宿題をやってもらって、それが成果として画面で見えるというような、それに対して子どもたちが違和感なくちょっとした遊び心でも学べるという環境を整えた中で、これにつきましても現在中学校から小学校の段階に下ろして子どもたちが興味を持ってもらって低学年でも、やはり 1 年生になると親の援助をしてもらわないとできないのですけれども、その辺も工夫しながら PTA の方にも学校の方から説明した中で授業体制、今後についてということで来月の夏休みに入る前に大方の方向性を説明することになっております。その状況を踏ました中で、2 学期中には若干なりともオンライン授業を試験的に取り組んで行き、先ほども申ししたように第二波が起きたときに対応できるというような体制を組んでいきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

2 番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2 番 三谷博子 君。

2 番 三谷博子 君

新型コロナウイルスは第二波が強力化してやってくるという報道が日々出されております。第二波に向けてやはりもう少し村としての対応を今から講じておかないと二波が来たときに全てが後手に回るようでは村民も大変な思いもしますので、その辺もしっかりと準備して欲しいと思いま

す。また、せっかく対策本部ができているのであれば、村民が今何を求めているのかをよく調査し、マスクの配付と消毒液をどのようにしていけばいいのかの指導、そしてまた、色々なケアを実際に講じていって欲しいと思います。村長その辺のところはこの対策本部の設置の中でできるのでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

この問題は極めて長期化、そして村民のみなさまにとって直接関わる問題です。対策本部の中ではそれぞれの課題をしっかりと吸い上げて、村としてできることは何なのか、スピード感を持ってできることは何なのか、国や北海道と連携してやらなければならないことは何なのか、住民のみなさんにどう知らせてどう安心してもらうのかと、大変多くの課題があると思いますけども、そんな中で何度も声を聞いて元の暮らしになるといいなと思いますし、見方によってはこれからはコロナと共に生きていかなければならぬ、いわゆる新しい生活様式が必要なんだということも言えるのかなというふうに思います。今までの暮らしを変えるということはなかなか大変なことですけども、やはり村民のみなさまにもそういう理解をしっかりとしていただいて、今までと違った暮らし方、或いは生き方、コミュニティの在り方、そういうことを含めて深めて考え行きたいというふうに思います。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

今後の迅速な対応を期待して質問を終わらせていただきます。

議長 木村健一 君

暫時休憩します。再開は午後1時30分とします。

(休憩 午後 12時15分 再開 午後 1時30分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

新型コロナウイルス感染症予防と今後のフレイル対策について村長に伺います。道の緊急事態宣言解除を受けて、本村も公共施設使用が可能となりました。依然不安を抱えながらも感染予防対策を徹底し、諸事業の再開が始まっています。以下コロナ渦中のフレイル対策について村長に伺います。

1 フレイル対策に特化した事業の新設の必要性についてあります。ふれあいサロンをはじめ、介護予防事業の充実が期待されるところであります。高齢者のみなさんは3ヶ月あまりの巣ごもり生活で体力や栄養面での低下が懸念されます。今後は免疫力を高めるためにも運動や栄養教室を新設し、3地域での細やかな支援が必要と思われるのですがいかがでしょうか。

2 高齢者へのマスク配付の必要性についてあります。マスクは最近、みなさんそれなりに保有されているようであるが、本村では高齢者にとってまだ購入が難しい側面が続いている。この間、有志やボランティア団体が手作りしたり、インターネットで取り寄せて配付したりと一翼を担ってくれました。今までステイホームだったので、こと足りていた感があります。今後は諸会合に参加したり外出の機会が多くなってきます。十分なマスクの備えは、安心面からも必須であります。依って、特に独居の方や夫婦のみ世帯への配付を行ってはいかがでしょうか。

3 敬老会についてあります。毎年9月初旬に行われている敬老会は、今までの開催方法では3密防止の観点から開催があやぶまれるところであります。ならば特例として、かつて行っていた3地域でそれぞれ行うことや、3回にわけて岬センターで行う等工夫して楽しみにしている高齢者のみなさんの期待に応えてほしいと思いますが、現時点での村長の考えを伺います。

4 地域ささえ愛活動の団体の支援について、公共施設開放を受けて、民間でも今まで行ってきたささえ愛活動の模索が始まっているが、感染予防を徹底し、3密をさけた工夫をしなければならない現状では、元のレベルまで高めていくには支援が必要であります。各団体に聞きとり調査をして、今後も取り組みが継続できる様に感染予防物資等の支援が望ましいと思いますがいかがでしょうか。以上です。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

高場議員の新型コロナウイルス感染症予防と今後のフレイル対策についてのご質問にお答えします。

ご質問の1点目、フレイル対策に特化した事業を新設してはどうかのご提案ですが、現在、村ではフレイル対策として、ふれあいサロン及び介護予防教室を定期的に各地区毎に開催しているほか、ふまねっとサポートの会と協同して各地区でふまねっと運動を展開しております。新型コロナウイルス感染症の影響で、それらを一時中断しておりましたが、緊急事態宣言の解除を受け、現在、順次再開しております。また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、外出機会が減少した高齢者の方々に対し、6月以降リーフレット等を定期的に配付し、自宅でできる運動等を指導し、身体機能、認知機能の低下防止する事業を実施する予定です。現在、これ以外に新たな事業を設定する考えはありませんが、ふれあいサロンをさらに小さな地域区分で実施してほしいなどの要望があれば、マンパワー等を精査のうえ検討したいと考えております。

2点目の高齢者へのマスクの配付についてですが、これまでにボランティア団体によるマスクの配付等も行われており、社会福祉協議会または保健師が高齢者に聞き取りを行った範囲では、一部を除き高齢者のほとんどの方は、現在のところ充足しているとの回答でした。また、マスクが入手しづらいと答えた方も今後マスクの市場供給環境は改善すると見込まれることから、現段階では高齢者へのマスクの配付は考えておりません。今後、状況が変化した段階において、その配付について検討したいと考えております。

3点目の敬老会の開催方法についてのご提案ですが、敬老会開催の是非については、6月下旬までに新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移や3密を避けた形で開催できるなどを勘案のうえ総合的に判断したいと考えております。3地区に分けて開催してはどうかとのご提案ですが、それにより3密を避けることができるか、開催回数を増やすことで逆に感染リスクを高めることにならないか等、従来の開催方法との比較も必要だと考えますので、案の一つとして検討したいと思います。

最後に、活動を再開するささえ愛活動パートナーへの支援についてのご質問ですが、今後活動を再開する団体から、再開にあたって必要となる物資等を聞き取り、必要に応じて供給するなど支援していきたいと考えております。

以上、ご質問にお答えしましたが、いずれにいたしましても、高齢者の方々は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化する危険性があり、他の年齢層よりも一層予防を徹底する必要があることから、外出機会が従来より減少し、身体機能、認知機能低下の可能性が懸念されおりります。今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案しながら、予防の徹底と身

体機能、認知機能の維持の両立を模索し、高齢者の方々のフレイル対策を展開してまいりますので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

再質問いたします。まず1点目のフレイル対策に特化した事業を新設ですけども、村の方も十分巢ごもり3ヶ月の間に高齢者の方々が身体機能、認知機能が低下しているという認識があるので、今回国臨時特別交付金によってお家でできる頭と体の元気体操の文面で指導するということです、これは具体的にリーフレットとかを郵送し、それを見て高齢者の方が自ら学んでもらうということなのでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

お見込みのとおりであります。高齢者のみなさんが外に出なくとも自らの力で健康づくりをするという、そういうことを自宅に居ながらできるように背中を押してあげるという意味での情報、或いは題材を提供するといったような考え方でございます。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

今までフレイル対策の一つとしましても減塩教室、ヘルスアップ教室など村で行ってくれていました。それで私が提案する新しい事業の新設の必要性というのは、今までやってきた健康作り事業の他にそれぞれの地域で小さく事業をやっていただいたら効果もより高まるし、今回のコロナ対策としても3密を避けた活動になるのかという思いがありまして質問させていただいたわけですけれども、高齢者の方にやはり小さい範囲で集まって栄養教室を開く、健康教室を開く。確

かに人と会わぬことが1番の対策なのかもしれませんけれども、緊急事態宣言も解かれてこれから地域活動も合わせてコロナの恐怖を抱えながら合わせてやっていくことがやはりこれからの新しい生活スタイルといいますか、長期的に共存していかなければならないやり方なのかなと、そういうことで介護予防のフレイル対策についてのきめ細やかな対応をしたらいかがでしょうという、特に改まって大きな事業をやれとかという思いではありません。それをもう少しお一人お一人の包括支援の中で考えられてはどうかと。そして今までやってきている減塩教室、ヘルスアップ教室の見直しを図ったうえで今回のコロナ対策も合わせてきめ細やかな対応を望んでいところであります。そういう点をこれからの保健事業の中で考えていただければということになりますのでよろしくお願いします。次に高齢者へのマスク配付の必要性でありますけれども、マスクはこれから新しい生活スタイルなると、何処へ行くにもまずマスクをしてということになりますので、確かにそれなりにみなさん持っていますけれども、今日可決されました国の2次補正の交付金等を活用しながら、一人暮らしの高齢者の方は村内でしか買い物をしないのでまだ充足されていないという側面もありますので、再度聞き取りをして配付してあげたら精神面での安心性もあるのかという思いで質問したわけですけれども、やはり感覚的に若い人と一人暮らしをしている高齢者は違います。高齢者はこの村でずっと住み続けたいという願いの中で身体的な色々と不安を抱えながらも頑張って生活してくれていますので、そういう人達になにか村として温かい手を差し伸べるということでの手段がマスクの配付も一つなのかという思いでご質問しましたけども、再度マスクの配付について考える余地はございませんか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸君

只今高場議員からお話しをいただきましたけども、高齢者におかれている立場というものを十分理解しておりますし、そういう高齢者の方々に行政としてどういった対応が必要なのかということを今仰られた議員と同じ認識をもっております。これから色々な動きの中で、深く検討していくみたいというふうに思いますけども、色々考える中では、多分マスクを配付するという方法以外にマスクをどうやったら手に入れることができるか、ということも具体的に高齢者のみなさんに知らせるということも、これから長引く対応策としては必要なのかというふうに思います。配付或いは調達方法を具体的にこうすれば手に入ります、というような情報提供なども大いに可

能性があると思いますので、どういった方法がいいのかこれから検討を深めていきたいと思います。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

3番目の敬老会についてであります、諸事情を勘案して6月下旬までに結論を出されるということでございますが、今までの開催方法は一箇所に集まつていただいて交流センターで大人数で行うということでした。それはやはり不安がありますけども、かつて一箇所に集約する前にやっていた、それぞれの地域の会館でとかになると対象人員も少なくなりますし、日頃顔を合わせている地域の人達が主になりますので、なんとか開催できる方向で工夫とか知恵を出して楽しみにしている高齢者の思いに応えて欲しいという私なりの思いで質問したわけですけれども、状況がこの先どう変わっていくかわかりませんけれども、現時点においてもう少し人数を減らして行う方法を考える余地はあるのかということなのですが、いかがでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

この問題につきましても非常に悩ましいところだなと思ってますけども、先ほどからのお話のとおり、やはり高齢者の方が少しでも家に閉じこもらない、色々な人とお話をしたり、或いは食べたり飲んだりする時間がこの高齢化社会において極めて重要な機会なのだろうというふうに思っております。そこでフレイル対策を含めて変えていこうという見地が大変重要になってくるわけでありますけれども、今本村で行っている敬老会などをどういったことが本当にいい方法なのか、色々な角度から考えてその開催方法をについて検討していきたいと思います。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

次に地域ささえ愛活動団体の支援について、今支援をしていただくという前向きなご答弁がありましたけれども、それぞれのささえ愛活動団体によってきっと悩みもそれだと私は思いますので、ぜひ聞きとり調査をして必要な物資等の要望に応えてほしいと思いますけれど、この担当はどこの部署になりますか。ささえ愛活動の聞きとり調査とこれからの活動の支援をしていただくという部分での所管というのは、どこになりますでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

基本的には高齢化社会に対する対応の部分に入ると思いますので、住民課というふうに思いますが。そしてやはりそういったボランティアの方々の力によって少しでもフレイル対策、或いは対応ということが実践されている今の実態なのですが、ボランティアで活動されている方には心から感謝とお礼を申し上げたいというふうに思いますし、やはりそういった方々の力があってこそ一つの目的が為し得るものだろうというふうに思います。今厚生労働省の方でも高齢者が出て歩かれないと実態について将来の介護予防という観点から大変心配しているところで、ぜひ市町村においても色々な対応をしてほしいという意見が流れてきております。村は村なりの対応ということになりますけども、そういった方々のご協力をもう少しいただきながら、或いはこういった活動の機会を、支援というものを考えながらなんとか高齢者的人が少しでも元気でいられるような、そんな社会になるように努力を重ねてまいりたいと思います。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

もう1点ですけど、そうなると住民課の所管の方からそういう団体に懇談会的なことを期待していくよろしいでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君	
村長。	
村長 宮本憲幸 君	
懇談会的な形になるかどうかはわかりませんが、いずれにしてもそういった方々に意見交換をする中で、意見をくみ取る中でどんなことが必要なのかということを検討してまいりたいというふうに思います。	
1番 高場志津子 君	
議長。	
議長 木村健一 君	
1番高場志津子君。	
1番 高場志津子 君	
以上で終わります。	
議長 木村健一 君	
これで一般質問を終わります。	
日程第6 同意 第1号	
議長 木村健一 君	
日程第6 同意第1号 固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。	
提出者からの説明を求めます。加藤総務課長。	
総務課長 加藤明彦 君	
報告第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて 固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。	
記	
住所 初山別村字有明175番地4	
氏名 江端 由佳里	
生年月日 昭和51年5月21日	
令和2年6月12日報告	
初山別村長 宮本 憲幸	

江端委員におきましては、7月11日に任期満了となりますことから、再任致したくご同意願いますよう提案いたすものでございます。以上で説明を終わります。
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
お諮りします。本件は人事案件ですので、討論を省略し直ちに採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)
議長 木村健一君
起立全員です。同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることがあります、同意することに決定しました。
日程第7 同意第2号
議長 木村健一君
日程第7 同意第2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題とします。なお、地方自治法第117条の規定によって、山本康男君の退席を求めます。また、本件につきましては、議長も地方自治法第117条の規定によって、除斥となりますので、退席します。副議長と交代のため暫時休憩します。
(休憩 午後1時56分 再開 午後1時57分)
副議長 鎌田健治君
休憩前に引き続き会議を開きます。
提出者から説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦君
同意第2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に

より議会の同意を求める。

記

住所 初山別村字初山別 137 番地 1

氏名 佐藤 實

生年月日 昭和 22 年 5 月 26 日

住所 初山別村字初山別 125 番地 1

氏名 原 洋己

生年月日 昭和 29 年 7 月 13 日

住所 初山別村字明里 107 番地 3

氏名 金田 進

生年月日 昭和 29 年 3 月 31 日

住所 初山別村字明里 1413 番地

氏名 立田 幸男

生年月日 昭和 34 年 1 月 13 日

住所 初山別村字有明 1295 番地 1

氏名 立野 保治

生年月日 昭和 34 年 7 月 4 日

住所 初山別村字明里 1099 番地 2

氏名 小林 清秀

生年月日 昭和 30 年 1 月 25 日

住所 初山別村字千代田 21 番地 1

氏名 木村 茂

生年月日 昭和 41 年 8 月 18 日

住所 初山別村字共成 133 番地 1

氏名 渡辺 一光

生年月日 昭和 34 年 2 月 3 日

住所 初山別村字明里 1639 番地

氏名 長坂 栄一

生年月日 昭和 31 年 8 月 12 日

住所 初山別村字栄 357 番地

氏名	山本 誠
生年月日	昭和 55 年 3 月 8 日
住所	初山別村字有明 175 番地 4
氏名	江端 健一
生年月日	昭和 46 年 1 月 18 日
令和 2 年 6 月 12 日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
農業委員につきましては、法律改正に伴い選挙並びに団体推薦者からの任命から、農業に関する識見を有するもののうち、市町村長が議会の同意を得て任命することとされたものでございます。記載の方々につきまして、ご同意願いますよう提案致すものでございます。以上で説明を終わります。	
副議長 鎌田健治 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
副議長 鎌田健治 君	
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。	
お諮りします。本件は人事案件ですので、討論を省略し直ちに採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数)	
副議長 鎌田健治 君	
異議なしと認めこれより採決します。この採決は起立によって行います。	
本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。	
(起立全員)	
副議長 鎌田健治 君	
起立全員です。同意第 2 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めるについてには、同意することに決定しました。	
暫時休憩します。	
(休憩 午後 2 時 1 分 再開 午後 2 時 2 分)	
議長 木村健一 君	
再開します。	

日程第8 諸 問 第 1 号

議長 木村健一 君

日程第8 諸問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

提出者から説明を求めます。大水住民課長。

住民課長 大水秀之 君

諸問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 初山別村字初山別183番地8

氏名 永井 範子

生年月日 昭和29年8月5日

令和2年6月12日提出

初山別村長 宮本憲幸

永井氏は、本年9月30日に任期満了を迎えるため、再度推薦致したく議会の意見を求めるものでございます。なお任期は、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間でございます。以上で説明を終わります。

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。本件は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

諸問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、原案のとおり答申することに決定しました。

日程第9 報告 第1号

議長 木村健一君

日程第9 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題とします。

説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦君

報告第1号 専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年6月12日提出

初山別村長 宮本憲幸

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一君

説明が終わりました。本件は報告事項であります、特に質疑があればこれを許します。

（質疑なし）

議長 木村健一君

質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告については、以上で報告済みとします。

日程第10 議案第25号

議長 木村健一君

日程第10 議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦君

議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和2年6月12日提出

初山別村長 宮本憲幸

提案理由 労働基準法の規定により、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第26号

議長 木村健一 君

日程第11 議案第26号 初山別村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。大水住民課長。

住民課長 大水秀之 君

議案第26号 初山別村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

初山別村手数料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出

初山別村長 宮本 憲幸

提案理由 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第26号 初山別村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第27号

議長 木村健一 君

日程第12 議案第27号 初山別村家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。大水住民課長。

住民課長 大水秀之 君

議案第27号 初山別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

初山別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和2年6月12日提出

初山別村長 宮本憲幸

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

具体的によく分からぬのですが、連携施設として保育所がなっていると思いますが、2番目の連携施設の確保が著しく困難であると認めるときというのは、どういう場合をいうのですか。

住民課長 大水秀之 君

議長。

議長 木村健一 君

大水住民課長。

住民課長 大水秀之 君

この家庭的保育事業所においては、そこを卒業した後に続けて通うことができる保育所、こちらと連携していく形が望ましいということで法律が設定されております。改正前もそうだったのですが、ただそれは設定しながらも実際には保育所等の数が少ないと、或いは近隣に無いとかといった様々なケースがあるということで、特に困難という場合については、その適用を除外するというのがあったところでございます。それについては、従前と変わらず引き続き設定をしたまま、今回については、(1)の手続きを追加していく改正になっております。今回追加をされているのは、村長とのそれぞれの市町村長が全体調整をしてAという保育所、Bというところ、Cというところと全体を調整しながら連携する施設の設定をすることができるのですけど、そういうふうにした場合には、個々の家庭的保育事業者が設定をしなくてもいいよ、というのを付け加える改正になっております。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

本村によってはあまり今後も事例がないだろうということですね。

住民課長 大水秀之 君

議長。
議長 木村健一 君
大水住民課長。
住民課長 大水秀之 君
本村においては連携できているということで理解していただいて構わぬです。
議長 木村健一 君
他に質疑はございませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようすでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第27号 初山別村家庭的保育事業等の設備及び運営に監査する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。再開は午後2時40分とします。
(休憩 午後 2時20分 再開 午後 2時40分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第13 議案第28号
議長 木村健一 君
日程第13 議案第28号 令和2年度北海道初山別村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君

議案第28号 令和元年度北海道初山別村一般会計補正予算（第2号）について

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一君

説明が終わりましたので、質疑の方法についてお諮りします。

本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一君

異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

これより歳出の質疑を行います。7ページからです。

3番 斎藤勝博君

議長。

議長 木村健一君

3番 斎藤勝博君。

3番 斎藤勝博君

18ページ 1目 商工業振興費 18節 負担金補助金及び交付金

感染防止対策事業者協力交付金ということで、先ほども説明ありましたが10万円を20事業者に交付するというところで、この交付の仕方は、今まで感染予防をしてきた事業所に今後も継続することをお願いして交付するのか、それとも新たに感染予防対策をして対策を講じた事業者に交付するのか。また、そうであれば申請の仕方と、実績報告、こういう対策をしてこういうことをしたから申請をして交付金をいただくと、その流れについてはどうでしょうか。

経済課長 向井隆文君

議長。

議長 木村健一君

向井経済課長。

絏済課長 向井隆文君

只今感染防止対策事業協力交付金についてご質問がありました。この事業の対象となられる方は、感染防止、対面型の事業を行う方を対象に考えております。この対象になられる方をリストアップして、その方に取り組み期間としては今のところ遅くても6月20日から8月31日までこの期間で感染予防の取り組みをしていただく。取り組んでいただける方に対して、まずはご

案内の文章を送付しようと考えております。取り組まれる方については、交付申請書、協力金の申請書という形で、取り組みますという宣誓書を添えて役場の方へ申請してもらいます。その申請書を確認して速やかに協力金の交付をしたいと考えています。以上です。

3番 斎藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

3番 斎藤勝博君。

3番 斎藤勝博 君

商工会の会員さんの事業者の中でも高齢化も進んでおりまして、なかなか自分だけでは上手く申請の書き方ですかとか手続きの仕方が分からぬ方もいるかと思いますので、それに関して役場と直接事業所の方でやりとりをして進めるのか。それとも商工会を使って商工会の方に回すようにして進めるのか。役場と直接事業者が話をしてということなのでしょうか。

経済課長 向井隆文 君

議長。

議長 木村健一 君

向井経済課長。

経済課長 向井隆文 君

手続きの関係ですけども、今想定されているのは、事業所ということで数もそんなに多くありませんので、村の方で直接その対象事業者と手続き上のやりとりの相談を交えながら行っていきたいと考えてます。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番 高場志津子君。

1番 高場志津子 君

同じく今の関連なのですけれども、それぞれの各事業所が役場と直接ということで、個別にお聞きすればいいのですけども、具体的に感染防止対策といつてもどの程度の感染防止対策をしたら助成の対象になるのかというところで、今時点でのマニュアル的なものはございますか。

経済課長 向井隆文 君

議長。

議長 木村健一 君
向井経済課長。
経済課長 向井隆文 君
感染防止の取り組みの内容でございますけれども、3密を避ける取り組みが当然お願いしたいと思いますけども、その他手洗い指洗いですか、換気の励行、後は対面での距離、人と人との距離など他にも色々ありますけども、それらの例示をお示しして、できる範囲での協力をお願いしたいということで、それほど厳しいお願いにはならないと思いますけれども、その様なことで考えています。
1番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
1番高場志津子君。
1番 高場志津子 君
13ページ 3目 環境衛生費 17節 備品購入費
墓地管理用備品購入費ですけれども、本村において墓地が各お寺にもあります。その中で、村営墓地は改めて聞きますけども、何件くらいあってそしてその管理用備品というのは、どういう物を購入するのか伺いたいです。
14ページ 8目 健康増進費 7節 報償費
健康づくり等実践活動、これは健康支えサポーターとか民間の方をお願いしたりして、健康づくりをしていますけれども、本村の健康づくり実践活動の全体について説明を願います。
17ページ 6目 新規漁業就業総合支援事業費 18節 負担金補助及び交付金
新規漁業就業者の方が親方の方で修行をして頑張っております。現状において45万円の補助金の内訳、内容について説明を願います。
22ページ 2目 災害対策費 10節 需用費 17節 備品購入費
防災関係の国からの今回の臨時交付金等があったわけですけれども、災害用の防災備品の購入の内容の主な物は伺っておりますけど、その防災用の備品を村で一箇所に置いておくのか、豊岬の会館、有明の母と子の家に分散して置くのかということをお伺いしたいと思います。それから新聞報道で防災活動支援事業に200万2千円という報道がありました。防災活動支援事業とは、具体的にどういうことなのか説明を願いたいと思います。以上です。
住民課長 大水秀之 君

議長。
議長 木村健一 君
大水住民課長。
住民課長 大水秀之 君
私は最初の2点についてお答えをいたします。まず1つ目の13ページの環境衛生費の墓地管理用備品購入費に対するご質問でございます。村で管理している墓地については、現在共成と初山別の2箇所管理しています。今回購入しようとしておりますのは、草刈機です。従来持っていた物が老朽化によって使用不能となつたため新しく購入するため予算計上をしているものでございます。
次にもう1つのご質問、14ページの8目の健康増進費の健康づくり等実践活動報償金についてのご質問でございます。今回9万9千円の減額をしているものでございますけども、これについては、健康マイレージの支出でございます。去年度実践をしていただいた健康活動に対するマイレージについての集計が終わりましたので、今回支出をする額の確定をし不用となったものを減額補正するものでございます。
経済課長 向井隆文 君
議長。
議長 木村健一 君
向井経済課長。
経済課長 向井隆文 君
私の方からは17ページ農林水産業費6目の新規漁業就業者支援対策事業補助金についてお答えいたします。この補助金は今年から始まりました漁業における新規就業者の支援制度。その支援を行う組織、新規漁業就業者支援協議会を6月に設立予定でありますけれども、ここに対する補助金であります。補助金の中身ですが、今年1名研修を開始しておりますので、その方に対する住宅料、国保税、国民年金保険料これらの費用についての助成金を計上をしているほか、漁業フェアに今年から参加しまして新規研修生の確保を図っていきたいと考えているところです。
企画振興室長 山崎英樹 君
議長。
議長 木村健一 君
山崎企画振興室長。

企画振興室長 山崎英樹 君

防災の備蓄の関係に関しましては、今防災備蓄は主にスポーツセンターに置かせていただいているのと、各種避難所等にストーブだったり発電機などを含めて分散して置かせていただいております。その中で、今回購入をすべき部分で、今回の交付金を使わせていただくという形で、これは要件が必ず新型コロナというような形に使うということが絶対条件なものですから、その中でも、ある防災でいよいよ何かあったときに住民の方をフォローできるようにという形で、様々な物を今回買わせていただくことにしております。そして最後に質問がありました防災活動支援事業ですが、これは国に申請するときに事業立てとして名前を付けて申請しております。この部分については、ここにありますとおりの備品としております。備品の購入に対して事業名を付けて上げさせていただいております。以上です。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

そうなると今回の臨時交付金で買った防災用備品はスポーツセンターに置いておくということですね。

企画振興室長 山崎英樹 君

議長。

議長 木村健一 君

山崎企画振興室長。

企画振興室長 山崎英樹 君

仰るとおりで、細かい物については、それぞれの避難所に置くスペースだったりなどを調べまして、一部そちらの方に置かせていただくことがあるかもしれません、基本的にはスポーツセンター中心にして配置したいと思っています。

議長 木村健一 君

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

歳出の質疑がないようですので、歳入の質疑に移ります。3ページからです。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

5ページ 1目 総務費国庫補助金 1節 総務管理費国庫補助金

今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は2,529万円をいただいているわけですけども、交付金額の算定基準に人口と財政力指数ということを勘案されるというのを報道で見ました。それと本村で色々な事業の頭出しをしてそれで該当させたんですけど、これは同時に進行で進むのですか。それとも先に補助金ありきで村がそういう事業の頭出しをしたのか、その交付金、次に2次補正もでてきますので、その辺について理解を深めたいと思うので教えていただきたいと思います。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

財政的な部分で私の方から先に説明させていただきます。議員仰るとおりこの補助金につきましては、先ほど議員が仰られた色々な要素がございますけども、それに基づいて国が配分をしたものです。仰るとおりその配分額に基づいてどういう事業をしていかなければならないかということを後付けし、その決定を受けてそれに貼り付けていくということです。ですから並行してというお話しがありました、そういうことではなくて補助金ありきでこれに対してどういうことをやっていこうか、という補助金の考え方の流れでございます。以上です。

議長 木村健一 君

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第28号 令和2年度北海道初山別村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号

議長 木村健一 君

日程第14 議案第29号 令和2年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。大水住民課長。

住民課長 大水秀之 君

議案第29号 令和2年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第1号）について別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

（質疑なし）

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第29号 令和2年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第30号

議長 木村健一 君

日程第15 議案第30号 令和2年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。向井経済課長。

経済課長 向井隆文 君

議案第30号 令和2年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第30号 令和2年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議事運営上6月15日に審議を予定されております4件の案件につきましては、
本日の日程に追加し議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、4件の案件を追加し議題とすることに決定しました。

追加日程表配布のため暫時休けいします。

(休憩 午後3時24分 再開 午後3時25分)

議長 木村健一 君

再開します。

追加日程第1 意見書案第2号

議長 木村健一 君

追加日程第1 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出議員であります、6番長谷川幸廣君からの説明を求めます。

6番 長谷川幸廣 君

意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
のことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。

令和2年6月12日提出

提出者 初山別村議會議員 長谷川 幸 廣

賛成者 初山別村議會議員 山 本 康 男

賛成者 初山別村議會議員 鎌 田 健 治

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。

これより採決します。

意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 意見書案第3号

議長 木村健一 君

追加日程第2 意見書案第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書についてを議題とします。

提出議員であります、1番高場志津子君からの説明を求めます。

1番 高場志津子 君

意見書案第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

のことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。

令和2年6月12日提出

提出者 初山別村議会議員 高 場 志津子

賛成者 初山別村議会議員 三 谷 博 子

賛成者 初山別村議会議員 山 本 康 男

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。

これより採決します。

意見書案第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第3 発議 第2号
議長 木村健一君
追加日程第3 発議第2号 議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。
よって、発議第2号 議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。
追加日程第4
議長 木村健一君
追加日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び総務経済常任委員長から委員会において、調査中の事件について会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
お諮りします。本定例会に付された事件はすべて終了しました。
よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回初山別村議会定例会を閉会します。

(令和2年6月12日 午後3時40分)